

埼玉県立学校の授業料減免に関する規則をここに公布する。

埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県立高等学校の授業料等に関する条例(昭和五十一年埼玉県条例第三十四号)第八条の規定に基づき、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料(以下「授業料等」という。)の減額及び免除(以下「減免」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象者)

第二条 授業料の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十七条の規定により埼玉県立高等学校への就学のための費用(以下「高等学校等就学費」という。)の給付を受けることのできる者を除く。)とする。

- 一 在学中保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、授業料の納入が困難となつた者
 - 二 在学中保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかつたため、授業料の納入が困難となつた者
 - 三 保護者の失職、転職等により家計が急変したため、授業料の納入が困難となつた者
 - 四 保護者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により、当該年度の市町村民税の所得割の納税義務を負わない者で授業料の納入が困難なもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、授業料の納入が困難な者として埼玉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定めるもの
- 2 入学料の減免を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者(高等学校等就学費の給付を受けることのできる者を除く。)とする。
- 一 入学、転入学等の許可をした日以前一年以内に保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、入学料の納入が困難な者
 - 二 入学、転入学等の許可をした日以前一年以内に保護者が死亡し、又は長期の傷病にかかつたため、入学料の納入が困難な者
 - 三 保護者の失職、転職等により家計が急変したため、入学料の納入が困難となつた者
 - 四 保護者が地方税法の規定により、当該年度の市町村民税の所得割の納税義務を負わない者で入学料の納入が困難なもの
 - 五 前各号に掲げるもののほか、入学料の納入が困難な者として教育長が別に定めるもの

(減免の額)

第三条 授業料の減免は、学年の初めから終わりまでの間において、月を単位として期間を定めて行うものとし、授業料の減免の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に当該期間の月数を乗じて得た授業料の額の全額とする。

2 入学料の減免の額は、入学料の額の全額とする。

(減免の手續)

第四条 授業料等の減免を受けようとする者は、別記様式による授業料等減免申請書にその事実を証明する書類を添えて、校長を経て教育長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の授業料等減免申請書を受理したときは、速やかに、その事実を調査し、意見を付し、教育長に進達しなければならない。

3 教育長は、第一項に規定する者から授業料等の徴収猶予を希望する旨の申出があつたときは、授業料等の徴収を猶予することができる。

(減免の決定及び通知)

第五条 授業料等の減免の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、授業料等の減免の決定をしたときは、校長を経て申請者に通知する。

(減免の取消し等)

第六条 授業料の減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その減免を取り消すものとする。

- 一 本人から辞退の申出があつたとき。
 - 二 停学の処分を受けたとき。
 - 三 授業料の減免を必要としない理由が生じたと認めるとき。
- 2 校長は、授業料の減免を受けている者が前項各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に報告しなければならない。
- 3 教育長は、授業料の減免を取り消したときは、校長を経て授業料の減免を取り消された者に通知する。
- (委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
(埼玉県立学校の授業料減免に関する規則の廃止)
- 2 埼玉県立学校の授業料減免に関する規則(昭和二十九年埼玉県教育委員会規則第二号)は、廃止する。
(授業料の減免の特例)
- 3 教育長は、当分の間、この規則の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の認定を受けた者(以下この項において「受給権者」という。)が高等学校等就学支援金の支給を受ける場合において、当該高等学校等就学支援金を同法第七条の規定により県の有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充ててもなおその徴収すべき授業料の額に不足すると認められるときは、その不足額に相当する授業料を減額し、又は免除することができる。

附 則(昭和五十四年三月十三日教育委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十六年三月三十日教育委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五十八年十一月二十九日教育委員会規則第十四号)

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和六十三年三月二十二日教育委員会規則第三号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則(平成元年三月三十一日教育委員会規則第六号)

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則(平成六年三月二十五日教育委員会規則第三号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成七年三月三十一日教育委員会規則第八号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年一月六日教育委員会規則第一号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成十八年十一月七日教育委員会規則第四十号)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の埼玉県立学校の授業料及び入学料の減免に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に埼玉県立学校の第一学年又は第一学年次に入学した者(以下「平成十九年度以後入学者」という。)及び平成十九年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなった者に適用し、施行日前に埼玉県立学校に入学した者(平成十九年度以後入学者と同一の学年又は年次に属することとなった者を除く。以下「平成十八年度以前入学者」という。)及び施行日以後に埼玉県立学校に在学することとなった者のうち、平成十八年度以前入学者と同一の学年又は年次に属することとなったものに係る授業料等の減免について

は、なお従前の例による。

附 則（平成二十年三月二十八日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年六月二十四日教育委員会規則第二十三号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの埼玉県教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十二年三月三十日教育委員会規則第七号抄）

1 この規則は、埼玉県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第二十二号）の施行の日から施行する。ただし、第三条中埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則第四条に一項を加える改正規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月九日教育委員会規則第四号）

この規則は、平成二十四年三月十一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十八日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号、同条第二項第四号及び第四条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。